

東海道新幹線へのアクセス改善に伴う 首都圏在住者の観光意向調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

東海道新幹線へのアクセス改善に伴う首都圏在住者の観光意向調査業務

2 業務の目的

本県では、前回の伊勢神宮式年遷宮（平成 25（2013）年）以降、首都圏からの宿泊来訪者数が年々減少傾向にあることをふまえ、国内外の人や情報が集中する首都圏等の大都市圏において情報発信を強化し、本県への誘客促進を図っているところです。

そのような中、首都圏では本年 3 月に東急新横浜線が開業し、都内南西部では、従来 JR 品川駅や東京駅を経由することが多かった東海道新幹線へのアクセスが大幅に改善され、首都圏からは主に東海道新幹線を利用することになる本県への観光誘客にとっても、非常に大きな好機となっています。

さらに、都内南西部は、いわゆる「東急沿線地域」といわれるエリアであり、首都圏の中でも特に高所得者が多い地域とされています。本県では、首都圏での観光プロモーションにおいて、多くの観光消費額が期待できる高所得者をメインターゲットにしていることから、東急沿線地域はまさに首都圏プロモーションの重点エリアにふさわしいと考えています。

本事業では、本県が重点エリアとする東急沿線地域で、将来プロモーションを本格的に展開していくことを見据え、当該地域でプロモーションを行った場合にどのような反応があるのか、どのような観光コンテンツが魅力的と思われるのか、また、どのようなプロモーション手法が効果的なのか等を調査することを目的に、当該地域に強固な基盤を持ち、地域住民の重要な交通手段となっている東急電鉄を活用した広告出稿と、それに伴うインターネットアンケート調査を実施します。

3 委託業務の概要

（1）委託業務の実施期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 22 日（金）

（2）委託業務の主な内容

ア 東急電鉄車両への広告出稿

イ 東急電鉄利用者を対象とした観光意向調査

4 委託業務の内容

（1）東急電鉄車両への広告出稿

- ・ 路線距離の短い世田谷線を除く、東急電鉄の 6 路線（東横線、田園都市線、大井町線、目黒線、池上線、多摩川線）において、車内広告を出稿すること。
- ・ 該当する路線を運行する東急電鉄の全列車の全車両に、少なくとも 1 媒体以上、予算の範囲で可能な限り多くの広告を出稿し、出稿期間は 2 週間とすること。

- ・ なお、広告クリエイティブは、提案媒体に合わせてリサイズしたうえで、三重県がデータを提供するものとする。

(2) 東急電鉄利用者を対象とした観光意向調査

- ・ 東急電鉄利用者を対象に、インターネットアンケートを実施すること。
- ・ インターネットアンケートでは、車内広告の認知度や、広告を見たときの反応に加え、三重県のどのような観光コンテンツが魅力的と思われるのか、どのようなプロモーション手法が効果的なのかなど、東急沿線地域において将来プロモーションを展開するにあたっての有益な情報を調査すること。
- ・ 広告出稿後、2週間以内に調査結果の速報を報告すること。
- ・ 調査結果を分析し、将来プロモーションを実施する際にその効果を適切に検証できるように、プロモーションの効果指標や数値目標を設定すること。

5 報告書及び成果物の提出

(1) 納品物

委託業務実績報告書（紙媒体1部及び電子データ）

(2) 納入場所

三重県観光部観光誘客推進課

(3) 納入期限

令和6年3月22日（金）

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度

の終了後5年間保存してください。

- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委託者に譲渡されるものとします。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとします。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、その指示に従ってください。
- (6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければなりません。
- (7) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従ってください。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとします。